

## 消防設備保守点検業務委託(那覇)(R8)仕様書

### 第1条 仕様書について

- 1 この仕様書は、那覇浄化センター及び各中継ポンプ場の消防設備（以下「消防設備」という。）の保守点検に関して、受注者の業務要領を定めるものである。

### 第2条 仕様書等の優先順位

設計図書の優先順位は、質問回答書・本特記仕様書・設計図書（以下「設計図書等」という。）・建築保全業務共通仕様書の順とする。

### 第3条 履行義務

受注者は、この業務委託の実施に当たっては、消防設備の機能保全を十分達成できるよう契約書、仕様書に基づき、履行しなければならない。

### 第4条 一括再委託の禁止等

- 1 業務の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、「業務の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ発注者が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

#### 【業務の主たる部分】

- ・ 契約金額の50%を超える業務
  - ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- 2 本業務の競争入札参加者であった者に業務の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に業務の履行を委任し、又は請負わせることは出来ない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を発注者に提出するとともに、事前に書面による承認を受けなければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負せるときはこの限りではない。

【その他、簡易な業務】

- ・資料の収集、整理
- ・複写、印刷、製本
- ・原稿、データの入力及び集計

## 第5条 業務内容

1 本委託業務は、消防法及び関係法令等に基づき下記の点検を行うものである。

① 消防法第17条消防庁告示昭和50年第3号に基づく以下の消防設備の保守点検を実施すること。

(1) 総合点検 6月予定

(2) 機器点検 12月予定

なお、消耗部品の取り替え程度の軽微な修理を含むものとする。

※ホース(易操作性1号消火栓、2号消火栓及び広範囲型2号消火栓のホースを除く)については、9年以上経過している場合は、不良箇所とは別に、注意事項として経過時期を記載すること。

2 本業務における対象施設は以下のとおり。

① 消防設備の保守点検施設

(1) 那覇浄化センター及び各中継ポンプ場(曙、勢理客、住吉、奥武山、古波蔵、南風原)

3 当該設備の制御不能や誤報等が発生し、連絡を受けたときには速やかに現場に駆けつけ、処置又は応急処置を行い、打合せ簿等により遅滞なく監督職員に報告するものとする。

4 点検実施期間は、下記のとおり。

契約締結日の翌日から令和9年3月31日

## 第6条 担当技術者の要件

担当技術者の要件として(1)または(2)とする。

- (1) 消防設備点検資格者第1種及び第2種の有資格者。
- (2) 消防設備士甲種第1類～第5類（乙種でも可）及び乙種第6類の有資格者。

## 第7条 異常時の報告

業務委託の遂行中に設備機器の異常を発見したとき、またはこの仕様書に記載する軽微な修理の範囲を超える修理が必要であると判断したときには、直ちに発注者に報告し、発注者、受注者双方が協議のうえ適切な処置を講ずるものとする。

## 第8条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、業務委託の実施に当たっては、関連法令及び条例を遵守しなければならない。

## 第9条 安全の確保等

- 1 受注者は、業務委託の実施に当たり、事故防止等安全の確保に万全を期さなければならない。
- 2 万一事故が発生しときには、事故発生状況等を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

## 第10条 書類の提出

提出書類および様式については、下水道事務所ホームページよりダウンロードすること。

## 第11条 報告書の提出

- 1 受注者は、機器点検及び総合点検の実施毎に業務報告書を1部、業務報告書の電子データを収めたCDを3枚作成し、提出するものとする。  
また、様式は下記のを参考に作成すること。
  - (1) 消防設備の保守点検業務  
法第17条消防庁告示昭和50年第3号の規定による様式
- 2 報告書には点検、測定の結果を機器の仕様書、関連法規等を基に判断し、その結果も記載するものとする。

3 報告書の作成に当たっては、担当技術者又はそれと同等以上の能力を有する者の責任で行うものとする。

4 報告書提出時には不良図面、不良写真等も提出するものとする。不良設備の報告書については、図面、写真共に不良場所や不良設備の規格が分かるように作成すること。

#### 第12条 点検済証の貼付

消防設備における点検済証の貼付については「消防用設備等点検済表示制度」に基づき行うものとする。費用については、受注者の負担とすること。

#### 第13条 官公署への届け

官公署への報告が必要なものについては、受注者においてこれを代行する。

#### 第14条 酸素欠乏症等について

受注者は、酸素欠乏症、有毒ガス等のおそれがある危険な場所で作業するときは、十分に注意すること。

#### 第15条 その他

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者、受注者双方が協議して定めるものとする。